

## 地域担当職員制度の導入に伴う公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例（職員倫理条例）の整理について

### 1. 地域担当職員制度の骨子

#### (1) 制度導入の目的

新しい枚方の創造に向けた骨格を形成するための重要なキーワードの一つである「協働によるまちづくりの推進」に向けた具体的な取り組みを行うため、現在、地域の窓口となっている校区コミュニティ協議会と定期的に情報交換を行い、地域の課題を把握するとともに、一緒に解決策を考えていくための仕組みとして、地域に市職員を配置する。

#### (2) 地域担当職員の役割

- ① 各ブロック会議等への参加
- ② 各地域の課題解決に向けた調整
- ③ 庁内の地域担当職員の連絡調整会議への参加
- ④ 協働に関する研修への参加

#### (3) 制度の内容

##### ① 配置する人数

枚方市コミュニティ連絡協議会の4ブロック（北部、東部、中部、南部）ごとに3名程度

##### ②配置する市職員の役職

管理職（課長代理以上）の中から任命（通常業務と兼務）

※ 所属部署を明示せずに、単に「地域担当職員」として、市長が任命

##### ③ 任期

原則、3年以上

##### ④ 地域担当職員の職制

- i 統括コーディネーター（各ブロック担当の地域担当職員の代表）
- ii コーディネーター（統括コーディネーター以外の地域担当職員）

### 2. 地域担当職員制度の所管部署と校区コミュニティ協議会との職員倫理条例上のかわり

#### ○校区コミュニティ協議会

⇒ 枚方市校区コミュニティ活動補助金交付要綱（所管部署：市民安全部市民活動課）に基づく補助金の交付の対象となる団体

<利害関係者>

第2条 条例第2条第2号の利害関係者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ次に定める者（その者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者を含む。）

イ [略]

ロ 補助金等(枚方市補助金等交付規則(昭和40年枚方市規則第30号。以下「交付規則」という。)第2条第1号に規定する補助金等及び公益上の必要に基づき、交付規則に準ずる手続により本市が給付等を行う金品をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行っている者、当該補助金等の交付の申請をしている者及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである者

ハ～ヘ [略]

### 3. 地域担当職員と校区コミュニティ協議会の役職員との職員倫理条例上のかかわり

所 属	補 職	職員倫理条例上の校区コミュニティ協議会の役職員とのかかわりの可能性
教育委員会社会教育部	次長	①⑥
土木部公園みどり推進室	課長	①②③④⑤⑥
総合政策部企画課	課長代理	⑥
農業員会事務局	事務局長(参事)	①②③④⑤⑥
総務部	次長	⑥
教育委員会管理部学校給食課	課長代理	⑥
産業文化部産業振興室	次長兼室長	①②③④⑤⑥
健康部国民健康保険室	課長	①⑥
上下水道局上水道整備室浄水課	課長代理	①⑥
市民安全部市民室	次長兼室長	⑥
財務部資産活用室	次長兼室長	⑥
市立ひらかた病院医事課	課長	⑥

<利害関係者>

- ①許認可等を行う事務 当該許認可等を受けて事業を営んでいる者、当該許認可等の申請をしている者及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである者
- ②補助金等を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行っている者、当該補助金等の交付の申請をしている者及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである者
- ③検査、監査又はこれらに類するものを行う事務 当該検査等の対象となる者
- ④不利益処分を行う事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき者
- ⑤行政指導を行う事務 当該行政指導により現に一定の行為又は不行為を求められている者
- ⑥本市を相手方とする契約に関する事務 当該契約を締結している者、当該契約の申込みをしている者及び当該契約をしようとしていることが明らかである者

- ⑦①から⑥までに規定する者を構成員として含む団体
- ⑧職員に異動があった後 3 年の間における当該職員の異動前の職に係る許認可事務等における利害関係者（異動後引き続き当該職に係る他の職員についての許認可事務等における利害関係者である場合に限る。）
- ⑨職員をしてその職に基づく影響力を他の職員に行使させることにより自己の利益を図るために、その職に基づく影響力を有する職員と接触している場合における当該他の職員に係る許認可事務等における利害関係者

#### 4. 地域担当職員と校区コミュニティ協議会の役職員とのかかわりにおいて、調整を要すると考えられる任命権者の許可を要する行為

<利害関係者との間における禁止行為の例外>

条例第 6 条第 2 項ただし書の規定に基づき、任命権者の許可を要する行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をする行為
- (2) 食事時にしか職務上必要な会議が開催できない場合において、利害関係者と共に簡素な飲食をする行為
- (3) 会合（職務上のものを除く。）において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をする行為
- (4) 利害関係者から依頼を受けて、講演会、勉強会又はこれらに類する場で講演、討論、講習若しくは知識の教授又はこれらに類するものを行い、報酬（謝礼を含む。）又は実費の範囲内で旅費を受領する行為
- (5) 利害関係者からの依頼により、報酬（謝礼を含む。）を受けて、雑誌等に寄稿する原稿を執筆する行為

⇒ 地域担当職員と校区コミュニティ協議会の役職員が(1)、(2)、(3)に規定する行為を行ったときは、事後において、当該行為の態様その他任命権者が定める事項を任命権者に報告することとするよう、倫理条例施行規則において条項整備を行う。